



20. 住民税の控除

(1) 住宅借入金等特別税額控除

(平成21年から令和3年までに入居の人)

○対象となる住宅

平成21年1月1日から令和3年12月31日までに入居し、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を含む）を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税（所得割）から控除します。

居住の用に供した日	控除限度額
平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	97,500円
平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	136,500円 ※

※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限ります。

○控除を受けるための手続き

この控除に係る申告は不要です。

問合せ

見附市 税務課 TEL:0258-62-1700(内線 121・122・123・130)